

商標法14 最高法院はインターネットで馳名商標認定の 特殊性を明確にした

日付: Apr 23
2020

厦門美図網科技有限公司は、貝榮雄の第12454059号「美図秀秀meituxiuxiu」登録商標に対して無効審判を提起した。

行政訴訟の再審に万慧達に依頼し、2018年7月30日最高院が(2018)最高法行申第3605号の行政裁定書を下し、「美図秀秀」馳名商標として認定した。

更に「美図秀秀」は常用語彙ではなく、顕著性を有し、争議商標と引用商標と共に市場に共存すると誤認混同しやすく、「美図秀秀」馳名商標の権利者の合法的な利益を損害するとして、二審の争議商標は商標法13条3項違反とした判決を下した。